



2026 年 7 月 30 日

各 位

東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 4 番 1 号
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 齊 藤 恭 彦
(コード番号 4 0 6 3)

問 合 せ 先 :

執 行 役 員 笠 原 俊 幸
TEL (03) 6812-2350

**コミットメント型自己株式取得 (FCSR) による自己株式取得のための第三者割当による
第27回および第28回新株予約権の発行条件の決定に関するお知らせ**

当社が本日実施した東京証券取引所 (以下「東証」という。) の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) における買付け結果により、2026 年 7 月 24 日付の取締役会決議に基づく第三者割当による第 27 回および第 28 回新株予約権の発行条件が確定しましたので、お知らせします。なお、詳細につきましては、2026 年 7 月 24 日付当社プレスリリース「自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ (コミットメント型自己株式取得 (FCSR) による自己株式取得)」および当社電子公告をご参照下さい。

1. 確定した発行条件の概要

(1) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数 : 32,463,400 株 (上限) ※ ※上限の潜在株式数は、下記 (2) の各新株予約権の平均株価取得株式数がいずれもゼロとなった場合を前提とした株式数
(2) 行使時の各新株予約権の 交付株式数の算定方法	交付株式数 = (i) 取得済株式数 - (ii) 平均株価取得株式数 (i) 「取得済株式数」は、第 27 回 : 16,231,700 株、第 28 回 : 16,231,700 株、 (ii) 「平均株価取得株式数」は、以下の計算式に従った計算の結果得られる株式数 (1 株未満については切り捨てる。) とする。 $\text{平均株価取得株式数} = \frac{\text{①自己株式買付金額}}{\text{②平均株価}}$ ①「自己株式買付金額」は、第 27 回 : 92,358,373,000 円、第 28 回 : 92,358,373,000 円 ②「平均株価」は、下記 I に II を加えた数値をいう (円位未満小数第 5 位まで算出し、その小数第 5 位を切り捨てる。)。なお、以下、特段の記載のない限り、期間の計算にあたっては、始期及び終期とされている日を含むものとする。 I. 各平均株価算定期間の各取引日において Bloomberg L.P. が提示する 4063_JT Equity AQR の画面 (またはそれに代わる画面もしくはサービス) に表示する当社普通株式の普通取引の VWAP の算術平均値 (売買高加重平均価格 (VWAP) が表示されない

この文書は、当社のコミットメント型自己株式取得 (FCSR) による自己株式取得のための第三者割当による第 27 回および第 28 回新株予約権の発行条件の決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	日は計算に含めない。)に各調整比率を乗じた価格。 「各平均株価算定期間」とは、2026年7月31日から各新株予約権の行使日の前日までの期間をいう。 II. 当該本新株予約権に応じ、それぞれ以下のとおり算定される金額 (ア) 第27回新株予約権 増加配当額×(当該各配当に係る権利落ち日から2026年12月10日までの取引日の日数)÷(2026年7月31日から2026年12月10日までの取引日の日数)の累計 (イ) 第28回新株予約権 増加配当額×(当該各配当に係る権利落ち日から2027年1月28日までの取引日の日数)÷(2026年7月31日から2027年1月28日までの取引日の日数)の累計 「増加配当額」とは、本買付日から行使請求日の前取引日までのいずれかの日を権利付最終日とする、当社普通株式に係る金銭による剰余金の配当(会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行使請求日の前取引日までに行われるものに限る。)における一株あたりの各配当額のうち、2027年3月期の中間配当については53円を超える部分(それ以外の配当がなされた場合にはその金額)をいう。 ③ 調整比率は、新株予約権27回号は98.493%、新株予約権28回号は97.984%
--	---

以上